

改正後	現行
<p><u>いては、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 短期利用加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。</p> <p>⑩～㉓ (略)</p> <p>㉔ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第7の15の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(8) 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第8の5の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p>	<p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 短期利用加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。</p> <p><u>なお、平成30年3月31日までに指定短期入所等を利用していた利用者については、平成31年3月31日までの間は、1年間に通算して30日を超えての算定を可能とする。</u></p> <p>⑩～㉓ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p>